

国民健康保険に加入されている皆様へ

1 自己負担限度額 ～70歳以上の方～

- 医療費が高額になる場合は、マイナ保険証 または 限度額適用認定証 を医療機関に提示することにより、保険適用分の医療費の支払いが1か月あたり(医療機関ごと)下記の限度額までとなります。
- 「適用区分ア～オ」の限度額適用認定証をお持ちの人で、マイナ保険証を利用していない人は、適用区分が変更になるため、改めて申請をしていただく必要があります。
ただし、**適用区分が「現役並み所得Ⅲ」、「一般」に該当する人は**、資格確認書を医療機関に提示するだけで、限度額までの支払いとなるため、**申請の必要はありません**。申請の際は、事前にお問い合わせのうえお手続きください。
- 令和8年8月から令和9年7月までの適用区分は、令和7年中の所得で判定します。
- 1か月あたりの限度額は、同一世帯に属する世帯主及び国保加入者の所得水準によって分けられます。
- **マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請をすることなく、医療機関ごとの限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひ御利用ください。**

負担割合	適用区分	所得区分	1 か月あたりの限度額※ ¹ （世帯ごと）		食事代 （1 食につき）
			外来（個人ごと）		
3割負担	現役並み所得Ⅲ	住民税課税標準額 690万円以上	270,300円+（医療費-901,000円）×1% 〈多数回140,100円※ ² 〉 〈年間上限1,680,000円※ ³ 〉		550円
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税標準額 380万円以上	179,100円+（医療費-597,000円）×1% 〈多数回93,000円※ ² 〉 〈年間上限1,110,000円※ ³ 〉		
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税標準額 145万円以上	85,800円+（医療費-286,000円）×1% 〈多数回44,400円※ ² 〉 〈年間上限額530,000円※ ³ 〉		
2割負担	一 般	住民税課税標準額 145万円未満	22,000円 〔 年間上限 216,000円 〕	61,500円 〈多数回44,400円※ ² 〉 〈年間上限530,000円※ ³ 〉	550円
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000円 〔 年間上限 96,000円 〕	25,700円 〈多数回24,600円※ ² 〉 〈年間上限290,000円※ ³ 〉	270円 長期該当 220円※ ⁴ 要再申請
	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 （年金収入826,500円以下等）	8,000円	15,700円 〈年間上限180,000円※ ³ 〉	130円

※1 1か月あたり（各月1日～月末まで）の限度額は、医療機関ごとに計算をします。

限度額には、**保険適用外の医療費や、食事代、パジャマ代、文書料、差額ベッド代等は含みません**。

また、同じ医療機関でも**内科と歯科、外来と入院は別計算**となります。

※2 過去12か月以内に3回以上限度額に達すると、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。

※3 入院+外来（世帯ごと）の年間上限額になります。

※4 適用区分「低所得Ⅱ」で過去12か月間の入院日数が90日を超える場合、**翌月初日**から食事代が減額になる「長期該当」認定証の発行ができます。ただし、入院日数は適用区分「低所得Ⅱ」の認定を受けている期間のみ数えます。「長期該当」認定証の発行は、**再度申請が必要**となりますので、入院日数が90日を超えていることが確認できる領収書を御準備のうえ、速やかにお手続きください。**「長期該当」となった場合は、マイナ保険証を利用している人も申請が必要です。**